

○防衛省告示第八十二号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和六年四月六日から施行する。

令和六年三月二十七日

防衛大臣 木原 稔

一 陸上自衛隊大矢野原演習場

対象防衛関係施設の所在地	熊本県上益城郡 山都町	水之田尾
対象防衛関係施設の区域	熊本県上益城郡 山都町	金内、北中島及び田小野（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 並びに金内、北中島及び田小野以外の次の図面に示す区域
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	熊本県上益城郡 御船町	大字田代（次の図面に示す部分に限る。）

	<p>熊本県上益城郡 山都町</p>	<p>金内、北中島、下名連石及び田小野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに金内、北中島、下名連石及び田小野以外の次の図面に示す地域</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地			対象防衛関係施設 の区域			対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域		
大分県速見郡日 出町	大分県速見郡日	南畑	大分県別府市	大分県速見郡日 出町	大分県杵築市	大分県杵築市	大分県杵築市	大分県速見郡日
			大字内竈、大字南畑、大所及び湯山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字南畑（次の図面に示す部分に限る。）	山香町大字久木野尾（次の図面に示す部分に限る。）	安心院町南畑（次の図面に示す部分に限る。）	山香町大字久木野尾（次の図面に示す部分に限る。）	大字南畑（次の図面に示す部分に限る。）

出町	大分県別府市	大字内竈、大字南畑、大所及び湯山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

珠町	大分県玖珠郡九重町	部分に限る。）
	大分県由布市	湯布院町川上、湯布院町川北及び湯布院町塚原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊霧島演習場

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県えびの市		大字西長江浦
対象防衛関係施設の区域	宮崎県えびの市	大字浦及び大字西長江浦(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	並びに大字浦及び大字西長江浦以外の次の図面に示す区域
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県始良郡湧水町	川添及び中津川(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	
	宮崎県えびの市	大字浦、大字西長江浦及び大字東長江浦(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	並びに大字浦、大字西長江浦及び大字東長江浦以外の次の図面に示す地域

	<p>鹿児島県始良郡 湧水町</p>	<p>川添及び中津川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	鹿児島県肝属郡 南大隅町	佐多辺塚字松橋二千百四十八番地二
対象防衛関係施設 の区域	鹿児島県肝属郡 南大隅町	佐多辺塚（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	鹿児島県肝属郡 南大隅町	佐多辺塚（次の図面に示す部分に限る。）及び佐多辺塚以外の次の図面に示す地域の点
	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	一 北緯三十一度五分二十九秒、東経百三十度五十一分九秒の点 二 北緯三十一度五分十八秒、東経百三十度五十二分〇秒の点 三 北緯三十一度五分九秒、東経百三十度五十分五十七秒の点 四 北緯三十一度五分十三秒、東経百三十度五十分三十秒の点 五 北緯三十一度五分二十八秒、東経百三十度五十分二十六秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。